

# 法務省等をかたる ハガキでの架空請求 に注意！！

## 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号 XXXXXXXXXX

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。  
 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。  
 尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。  
 裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。  
 尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成XX年XX月XX日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
 東京都千代田区霞が関XXXXXXXXXX  
 お問合せ窓口 XXXX-XXXX-XXXX  
 受付時間9:00～19:00

**絶対に連絡しないでください！**

【実際に届いたハガキ見本】

### ★相談事例

民事訴訟管理センターというところから、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届いた。

ハガキには、「裁判取り下げ最終期日までに連絡がなければ強制的に差し押さえ予定。必ず本人が連絡すること」とあり、今日が取り下げ最終期日となっている。

全く身に覚えがないが、どうしたらよいか。  
 (50代 女性)

### ★ひとことアドバイス

- ◎ 商品名や契約日などは特定せず、誰にでも当てはまるような内容で、「裁判」や「訴訟」「最終告知」などといった言葉で不安をあおり、早急にハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。
- ◎ 何らかの名簿を入手した悪質業者が根拠のない請求を送ったものです。このようなハガキが届いても、絶対に相手には連絡しないでください。
- ◎ もし、連絡してしまった場合には、留守番電話に設定し、知らない番号には出ないようにしましょう。



少しでも「怪しい」「おかしい」と思ったら、以下へご相談ください。

★福岡県消費生活センター **092-632-0999**

相談時間 月～金曜日9:00～16:30 / 日曜日10:00～16:00

★福岡県警察 **#9110** (局番なし)